

佐倉市中古住宅解体新築支援事業

佐倉市では、住環境の向上、定住人口の維持・増加、地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を購入し、解体後新築して居住をする方に、解体費用の一部を補助します。

※ 補助事業は **事前申請** となります。補助事業をご利用される場合は、**解体工事前**にご相談ください。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none">申請者が、佐倉市内で自ら居住するために、中古住宅を購入し、これから解体工事を行う方同一世帯に佐倉市税を滞納している方がいないこと解体後に新築住宅（床面積 50 m²以上）を建築し、令和 8 年 3 月 31 日までに住所移転が完了する方2006 年（平成 18 年）4 月 2 日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和 6 年 4 月 1 日時点において夫婦どちらかが 40 歳未満の世帯過去にこの補助金の交付を受けていないこと ※新築工事は、令和 7 年 3 月 31 日までの着工が条件です
対象となる物件	(1) 補助申請日から 1 年以内に、親族以外から取得した物件 (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、床面積 50 m ² 以上の建物
対象となる工事	中古住宅の建物、外溝等の解体工事
交 付 の 条 件	(1) 自治会の加入に努めること (2) 新築住宅の持分 2 分の 1 以上の所有権を保存登記すること (3) 新築住宅の完成後速やかに入居し、令和 8 年 3 月 31 日までに同居者全員の住民票を新築住宅の所在地に移転すること
申 請 に 必 要 な も の	<ol style="list-style-type: none">補助金交付申請書同意書兼確認書中古住宅の取得に関する契約書等の写し同居予定者全員の住民票原本（取得後 3 か月以内のもの）同居予定者全員の佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書（18 歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18 歳以上の学生の場合は申立書を提出） ※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後 3 か月以内のもの（住宅課提出用） ※ 申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください解体工事に関する契約書の写し中古住宅の登記事項証明書原本（取得後 3 か月以内のもの） ※ 未登記の場合は、台帳記載事項証明書その他床面積及び建築時期がわかる書類中古住宅の位置図新築住宅の請負契約書の写し（新築住宅の床面積の記載が無い場合、床面積が分かる資料も追加してください。）その他市長が必要と認める書類

	⑪ 委任を受けた方が申請する場合は委任状 (同居の親族が申請来庁される場合は、委任状不要。)
補助金額	解体に係る経費の5分の1以内(上限額 50万円)
募集件数	10件(500万円) ※予定
募集期間	令和6年4月10日 ~令和7年2月28日 ※ 予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168 (直通)